

平成28年度第2回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

平成28年8月17日（水） 午後7時00分～8時50分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 菅原良次委員 斎藤利之委員 坂入真由美委員 武田和也委員  
山岡つかさ委員 新倉南委員 野村明洋委員 金澤羊子委員  
白石京子委員 柘植宏実委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長  
子育て支援課長  
児童青少年課長  
健康課長  
保育・幼稚園係長  
施設給付係長  
子ども政策担当主査  
児童青少年係長  
子ども家庭支援センター主査

欠席者の氏名

富永大優委員 小松崎理香委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価等について
- 3 特定地域型保育事業の利用定員等について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

定刻になりましたので、平成28年度第2回東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。

先日、第1回の会議に私が体調を崩して欠席しましたことを、大変ご迷惑であったと思います。おわび申し上げたいと思います。

ただいまから始めますが、〇〇委員と〇〇委員がご都合により欠席との届けを出されております。また、〇〇委員については、少しおくれて出席という連絡いただいておりますので、会議の途中でも出席されますので、よろしくお願いします。

委員の半数以上が出席ということになっておりますので、本会議は成立しておりますので、これから会議を始めさせていただきたいと思います。

なお、閉会時刻を、9時には終わらせていただきたいと思いますので、円滑な議論をお願いしたいと、あらかじめ私のほうから申し上げておきたいと思います。

それでは、事務局のほうより、本会議での議事内容について、ご説明をお願いします。では、座りますので、よろしくお願いします。

#### ・事務局

それでは、皆様、改めまして、こんばんは。私から本会議での議題内容に関しまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただきました次第のとおり、2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価等について」、3「特定地域型保育事業の利用定員等について」、4「その他」です。

以上でございます。

#### ・会長

それでは、会議のほうに入りたいと思います。事務局のほうに傍聴者がいるかどうかを確認したいと思います。

いらっしゃいますか。どうぞよろしくお願いします。どうぞ。

それでは、傍聴の方が着席されましたので、事務局のほうに配付資料のご確認をお願いいたします。よろしくお願いします。

#### ・事務局

では、配付資料について、確認させていただきます。

まず、事前に配付させていただきました資料は3点となります。

1つ目の資料は、資料1「保育施設所在地別の待機児童数（平成28年4月1日時点）」です。

次に、資料2「保育施設所在地別の待機児童数（平成28年4月1日時点）（地図版）」です。

資料1、資料2につきましては、前回の会議で〇〇委員のほうからご請求いただいた資料となっております。

次に、資料3「特定地域型保育事業の利用定員等について」です。

以上が事前の配付資料となります。

続きまして、本日、配付させていただきました資料は1点となります。資料4「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（平成28年8月17日版）」です。

配付資料の確認につきましては、以上でございます。

・会長

ありがとうございます。

配付資料について、お手元に何か不足の点ございますか。よろしいですか。

## 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価等について

・会長

それでは、次第の2に入らせていただきます。「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価等について」に移りたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

・事務局

では、次第2、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価等についてご説明いたします。

まず、お手元に資料4をご用意ください。

資料4は「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（平成28年8月17日版）」と題した資料です。

まずは、こちらの資料の概要を説明させていただきます。その後、それぞれの事業について事業の所管課のほうから説明をしていきたいと思います。

それでは、まず、この点検・評価シートの概要について、私のほうからご説明いたします。サンプルとして、利用者支援事業に関する事業についてのシートをもとにお話させていただきたいと思いますので、5ページをお開きください。

こちらが東久留米市子ども・子育て支援事業計画点検・評価シートの一例となります。

上のほうから順に項目ごとに説明してまいります。

まず、枠外の右上です。右上に「年度：平成27年度」とございます。こちらは、点検・評価の対象の年度となります。この年度の確保方策、目標に対して、その年度中にどのくらいの実績を上げることができたのかというところを主眼としまして事業所管課で点検・評価を行いまして、それに対し、委員の皆様からご意見をいただくということでご理解いただければと思います。

次に、枠内の一番上の「項目」です。こちらは、点検評価の対象となる事業名を記載しております。前回の会議の資料1の説明の中でお話させていただきましたが、点検・評価については、幼児期の教育保育の提供体制の確保及び子ども・子育て支援に関する事項として13事業を対象とさせていただいております。

次に、その下の「所管課」です。こちらは、項目の事業について所管する担当課が

記載されております。

続きまして、その下、平成27年度から平成31年度までの枠がある部分です。まず、左側、「確保方策（①）」平成27年3月時点です。こちらが東久留米市子ども・子育て支援事業計画の策定時の確保方策を平成27年度から平成31年度まで記載しています。確保方策は、ニーズ調査をもとにして算出した各事業の量の見込みをベースとして、それぞれ設定されているものです。

また、その下は、「実績（②）」平成28年3月末時点です。こちらは、各年度の確保方策、目標に対する事業の実績となります。この実績と確保方策との比較を行うことで、事業計画自体の進捗状況を点検・評価していくという流れでございます。

そして、比較の指標として、その下に「②－①」の欄を設けました。確保方策と実績の差を算出することで点検・評価を行う指標となるように設定したものでございます。

来年度、平成28年度の点検・評価の際には、平成28年度の実績（②）とあと②－①の数値が入ることになりまして、毎年度点検と評価を進めていけるように設定しております。

続いて、その下の欄、「実績の内容」です。こちらは、当該年度の実績について詳細を記入する欄となっております。確保方策に対しての実績値だけではなく、事業の概要等も記載するようになっております。

次に、その下、「所管課による評価」です。こちらは当該年度の実績について事業の所管課で内部での評価を記載する欄となっております。

続いて、その下です。「次年度以降の方向性」です。こちらは、点検・評価の対象年度の翌年度以降、今回であれば、平成28年度以降の方向性について記載する欄となっております。

今回、皆様からご意見を頂戴した上で、事業所管課のほうで東久留米市子ども・子育て支援事業計画の各事業にございます今後の方向性と照らしながら、次回以降の会議にてお示ししていく想定でございます。

また、最下段、一番下の「備考」については、各事業のシートで必要ある事項を記載しております。

以上が点検・評価シートの概要についての説明でございます。なお、幾つかページをめくっていただくとわかると思いますが、今サンプルとして説明しました利用者支援に関する事業のシート以外の様式もございます。例えば、確保方策が複数ある場合であったり、数値の確保方策でない場合、あとは子ども・子育て支援制度開始時から新規事業の場合などがそれに該当いたします。これから各事業のシートの説明を進めてまいりますので、その際にご確認いただければと思います。

説明の流れとして、まず最初に、幼児期の教育・提供体制の確保、1ページからです、についてご説明いたしまして、その後、13事業について所管課ごとにご説明させていただきます。

途中で、ほどよいところで皆様からご意見いただけますように3つのブロックに分けて進めてまいりますので、ご意見聴取の際には、よろしく願いいたします。

では、まず、幼児期の教育・提供体制の確保についてご説明をさせていただきます。

説明者かわります。よろしくお願いいたします。

・事務局

事務局〇〇です。よろしくお願いいたします。説明は、着座にてさせていただきます。

まず、今、説明ありました資料の1ページをごらんください。

幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容のうち1号認定及び2号認定、2号認定のうち、備考に記載しましたとおり、1ページにつきましては、「幼児期の教育の利用希望の強い」方の部分になります。こちらのシートでの所管課は子育て支援課となります。

確保方策につきましては、平成27年度から平成31年度まで、平成27年度が2,011名、平成28年度同じく2,011名、平成29年度から平成31年度が同じく1,987名分ということで計画しているところです。

平成27年度の確保方策の実績ですけれども、2,098名分というところになりまして、見込みに対しまして87名上回ることとなりました。

実績の内容についてですけれども、平成27年度から開始した子ども・子育て支援新制度におきましては、1号認定児は、幼稚園または認定こども園で、2号認定児は認可保育所等または認定こども園で教育・保育されることとなっております。

幼稚園及び認定こども園につきましては、平成27年度においては、新制度に移行しなかった幼稚園が7園、新制度の幼稚園型認定こども園が1園でありまして、確保方策の実績は、先ほどご説明したとおり2,098名分となっております。

所管課による評価ですけれども、平成27年度の確保方策は、当初2,011名分を見込んでいたところ、87名上回り2,098名分となりました。幼稚園型認定こども園等におきまして、当初見込みよりも定員を増員したこと等が要因と考えております。

ページめくりまして、2ページ目をごらんください。

幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容のうち2号認定、2号認定のうち一番下の備考にありますとおり、1ページ目でご説明した以外の「幼児期の教育の利用希望が強い」以外の方の部分になります。所管課は子育て支援課になります。

確保方策の数値ですけれども、平成27年度から平成31年度まで各年度ごとに1,057名分、1,115名分、1,168名分が平成31年度まで同じというところです。

平成27年度の確保方策に対します実績は1,055名分となりまして、比較で2名下回る結果となっております。

実績の内容につきましては、平成27年度から開始した子ども・子育て支援新制度によりまして、2号認定児は認可保育所等または認定こども園で保育されることとなっております。また、認可外保育施設での保育も行われているところです。

認可保育所、それから、認可外保育施設における2号認定児に関しまして、平成27年度内の新規開設園は、認可保育所1園でありました。また、認可外保育施設におきまして定員変更がありまして、2号認定となる3歳以上児の保育の確保方策の実績は1,055名分となったところです。

所管課による評価ですけれども、当初1,057名と見込んでいたところ、2名下回る

1,055名分となりました。

認可外保育施設において保育ニーズの高い3歳未満児の定員を拡大したことによりまして、3歳以上児の定員を調整したことが定員変更の要因であります。

ただし、新規開設の認可保育所がありますので、定員全体は前年度と比較して拡大しているところです。

ページをおめくりいただきまして3ページ目をごらんください。

幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容のうち、3号認定のうちゼロ歳児についてのページになります。所管課は子育て支援課となります。

確保方策につきましては、平成27年度から平成31年度にかけては、181名分、200名分、平成29年度から平成31年度までが222名分と計画しております。

確保方策に対する実績につきましては、平成27年度について185名分となりまして、4名分上回った結果となりました。

実績の内容につきましては、子ども・子育て支援新制度におきましては、3号認定児の保育の場として、認可保育所に加え、家庭的保育や小規模保育等の地域型保育が新たに事業認可されることとなりました。また、認可外保育施設での保育も行われているところです。

平成27年度内の新規開設園は、認可保育所1園、小規模保育施設2園となり、あわせて、認可外保育施設において定員変更を行いましたので、ゼロ歳児に対する保育の確保方策の実績は185名分となったところです。

所管課による評価ですけれども、当初181名と見込んでいたところ、4名を上回る185名分となりました。

保育需要の高まりから、小規模保育施設を当初想定より1園ふやして事業認可できたこと、並びに認可外保育施設におきまして保育ニーズを反映した柔軟な定員変更を実施したことが要因と考えております。

ページをおめくりいただきまして4ページ目をごらんください。

幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容のうち、3号認定のうち1・2歳児分になります。所管課は子育て支援課となります。

確保方策につきましては、平成27年度から平成31年度にかけては、711名、754名分、平成29年度から平成31年度が同じとなりまして820名分と計画しております。

平成27年度の確保方策に対します実績は728名分となりまして17名分上回っているところです。

実績の内容につきましては、子ども・子育て支援新制度におきまして、3号認定児の保育の場所としましては、前ページと同様に認可保育所に加えて家庭的保育や小規模保育の地域型保育が新たに事業認可されることとなりました。また、認可外保育施設の保育も行われているところです。

平成27年度内の新規開設園は、同様ですけれども、認可保育所1園、小規模保育施設2園となり、あわせて認可外保育施設において定員変更を行いましたので、1・2歳児に対する保育の確保方策の実績は728名分となったところです。

これに対する所管課の評価ですけれども、当初711名と見込んでいたところ、17名を上回る728名分となりました。

保育需要の高まりから、同様の説明になりますが、小規模保育施設を1園増して事業認可できたこと、それから、認可外保育施設において保育ニーズを反映した柔軟な定員変更を実施したことが要因であると考えているところです。

幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容につきましては、説明は以上でございます。

・会長

それでは、初めの第1ブロックですが、一応、説明が終わりましたので、この件について質問、意見などございましたら出してもらいたい。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

これは、実績はここに書いてあるように、ことしの3月末の時点での人数ですよ、ですよ。実際、1年間通して待機児童数が一番多い月というのは何月になりますか。

・事務局

待機児童の一番多い月としては3月になります。年度末である3月が一番人数が多い月になります。

・委員

3月が一番年度で言うと多い。僕は4月が一番待ってる子、入れない子が多くて、4月が一番待機児が多いというイメージがあったんですが。

・事務局

済みません。4月は入所の月でも、年度当初の入所にもなりますので、一番逆に言うと、年間の中で一番受け入れ人数が多い月になりまして、そこから、毎月5月以降申し込みが、例えばゼロ歳児でもう申し込みができる月齢であったりとかという形で毎月申し込みを受け付けていますので、結果として年度途中でなかなか入れるケースはそれほど多くないので、待機児童として一番多くなるのが結局年度末ということになっています。

・会長

よろしいですか。

・委員

わかりました。

・会長

ほかにどうでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

点検・評価シートということなんですが、これ見させていただいて、実績の内容と所管課による評価でほとんど内容が余り変わっていないんですね。評価ということで、点数化するか、「○、×、△」にするのか。何かそういうような工夫は今後されるっていう予定があるのかっていうのが1つと、それから、やはり待機児童の問題ありますので、市民のニーズと課題みたいなものを踏まえた何かそういうものもこの中で加えるということで点検・評価シートの意義があるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はいかがなんでしょうか。もう少し工夫できるのではないのでしょうか。

・会長

それいかがですか。はい、じゃお願いします。

・事務局

ただいまただいたご意見でございます。前回のこの会議でもお話させていただいたところでございますが、今回のこの点検・評価シートということは、この子ども・子育て支援新制度が始まって、子ども・子育て支援事業計画、こちらが27年3月に策定され、今回評価・点検ということでは初めての内容になってくるところでございます。

そういった中、これまでも当市もそうございましたけれども、次世代育成支援行動計画という5年ごとの計画を10年間、その計画に沿って進めていたところでございますけれども、そこにおいても進捗状況というものを毎年所管課のほうで記載し、公表していた経緯がございます。

今回、この資料としてご提示させていただいた内容につきましては、そういった次世代育成支援行動計画における進捗状況の方法もベースにしながら、また、ここでの自治体につきましても、同様に点検・評価、こういったことを行っていく中で、情報収集をしながら一定程度資料として整えさせていただいたものでございます。

今、いただいたご意見につきましては、さまざまなお意見でございますので、そういったことを踏まえて次回の会議において、また、そういったものを参考にさせていただきながら、例えば、この資料の次年度以降の方向性につきましても、先ほど担当係長のほうから説明させていただいたとおり整えて、資料としてお出しできればと思いますので、きょうのところは、この基本的な考え方としては、確保方策と実績の差異という評価の部分についてでございますが、実績の内容や所管課による評価などについても、いただいたご意見を参考に事務局のほうでも考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

・会長

よろしいでしょうか。



・委員

あくまでも量の見込みだということ私たちもわかっているんですけども、もうちょっと工夫がないと、自画自賛の書類になってしまうのではないかなって、ちょっと思いましたので、一応、意見述べさせていただきます。

・会長

ありがとうございます。では、ほかに。はい、どうぞ。

・委員

年度初めというか、今後、第3回の会議、9月中旬から10月中旬、第4回の会議でもこの支援事業計画の進捗状況について、ずっと引き続き話し合いがされるという予定にたしかになっているように思うんですが、できたら今の評価、「○、×」や点数だけではなく、市民のニーズと課題なんかをこの次年度以降の方向性のところにせつかく会議をするので、事務局のほうで自画自賛とまでは言いませんけれども、数値はきちっと並んでいますが、方向性が結局、大切な部分になるはずで、それをできたら子育て会議のほうで、いろんな意見を集約して方向性を持っていかないと、この会議の意味がないのではないかと思うので、ぜひともそういう形でご検討いただきたいと思います。

・会長

その点いかがですか。

・事務局

ご意見ありがとうございます。

この次年度以降の方向性につきましては、私ども事務局としましても、次回の会議へ向けて今回いただいたご意見なども参考にさせていただきながら資料として整えさせていただく中で、基本的な考え方としましては、以前、この会議におきましても、精力的に皆さんでご議論いただき、14回の会議を経て答申をいただきました、この子ども・子育て支援事業計画、こちらにつきましては、特定教育・保育施設やその他子ども・子育て支援事業に関する事業の13事業と言った部分につきましても、それぞれが今後の方向性ということで、5年間を計画期間とした方向性は答申をいただいている中、今回のこの点検・評価につきましては、単年度単位の実績、いわゆる確保方策の実績につきまして点検・評価をしながら、次年度以降の方向性として、子ども・子育て支援事業計画にある今後の方向性と照らし合せながら、いただいたご意見なども参考に整えさせていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

・会長

よろしいですか。じゃそのように処理いたします。

それでは、ほかにございますか。いいですか。

それでは、第2ブロックのほうに。よろしいですか。第2ブロックのほう、ご説明、お願いいたします。

・事務局

それでは、続いて、子ども・子育て事業に関する事項、13事業についての説明に入りたいと思います。

次のブロックでは、子育て支援課の所管事業と健康課の所管事業もあわせてご説明いたします。

まずは、利用者支援事業の説明になりますので、5ページをお開きください。

「利用者支援に関する事業」の説明です。所管課は、子育て支援課となります。

確保方策としては、平成27年度に1カ所という設定です。実績としては、平成28年3月末の時点で1カ所ということになりますので、②-①で過不足自体はゼロということになります。

実績の内容としては、事業開始が平成27年の7月からとなっております。

情報提供（相談）を受けた回数が297件ということです。

主な活動としては、子育て支援課の窓口で保育所入所に関する案内で、対応した相手の必要に応じまして、相談や助言等を行いました。また、子育てミニガイドや子育て支援だよりの発行によりまして、子育て関連情報の提供を行ったところです。

所管課による評価といたしましては、平成27年の7月から事業開始いたしまして、子育て支援に関する情報収集や提供を行いまして、必要に応じ相談・助言等を行っております。

特に、翌年度の保育所入所申請時を中心に情報提供を行っておりまして、個人的な相談ケースにも対応しておりました。また、子育てミニガイドや子育て支援だよりの発行も実施しており、子育て支援事業等の利用希望者が、保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する特定型として、一定の機能を果たしているものと考えております。

利用者支援に関する事業に関しては、以上です。

説明者をかわります。

・事務局

それでは、続きまして6ページ目をごらんください。

子ども・子育て支援事業に関する事項のうち「時間外保育事業（延長保育事業）」についてです。

確保方策につきましては、平成27年度から平成31年度まで、1,086名分、1,163名分、29年度以降が1,308名分と計画しているところです。

平成27年度の確保方策の実績については1,086名分でプラスマイナスゼロとなっております。

実績の内容につきましては、平成26年度以降の新規開設園においては、延長保育を予定どおり行っておりまして、見込みどおり1,086名分となりました。

なお、平成27年度の実利用実績につきましては911名分であったところです。

評価としましては、延長保育については、保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等の保育ニーズに対応しているものと考えております。なお、平成28年度からは、新たに小規模保育施設2園で延長保育を開始しているところです。

続きまして、少し飛びまして11ページをごらんください。

こちらは、「病児保育事業」についてになります。

確保方策につきましては、平成27年度から平成31年度まで各年度とも880名分、平成27年度の実績は920名分となりまして、40名分を上回ったところです。

確保方策の実績は、開所日数によりまして920名分を確保することができました。なお、利用実績につきましては、開所日数が230日でありまして、一日利用された方が179名、半日利用の方が17名となったところです。

評価につきましては、病気の回復前、または病気の回復期であります。集団保育が困難な時期に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することができているものと考えておりまして、量の確保も十分確保できているというふうと考えているところです。

続きまして、また、1ページ飛びまして13ページをごらんください。

こちらは、「一時預かり事業」のうち、幼稚園や認定こども園における在籍園児を対象とした一時預かり（預かり保育）についてになります。

確保方策につきましては、平成27年度から6万4,766名分、平成28年度が6万8,574名分、29年度から31年度が7万2,382名分と計画しておるところです。

実績につきましては6万7,691名分となりまして、2,925名分上回ったところです。

実績の内容ですけれども、幼稚園及び認定こども園におけます預かり保育または一時預かりの実績については、今お話したとおり6万7,691名分となりました。利用実績につきましては、幼稚園7園分の実績が4万1,099名、認定こども園1園が5,846名の実績となったところです。

評価としましては、幼稚園及び認定こども園でしていただいております預かり保育または一時預かりにつきましては、原則として当該在籍園児を対象として、教育時間の前後または休業日に行われているものでありますけれども、これらにつきましては、幼稚園・認定こども園を希望する就労等をされている保護者のニーズにもお応えするものでありまして、各園の取り組みにより、十分な量を確保することができたと考えているところです。

1ページおめくりいただきまして、14ページをごらんください。

こちらは、「一時預かり事業」のうち、今ご説明したものの以外の部分のうち、子育て支援課で所管する部分として、保育園で行っております一時預かりについてご説明したいと思います。

確保方策につきましては、上段の①のほうになりますけれども、平成27年度から1万8,300名分、28年度が2万3,180名分、29年度が3万8,064名分、30年度、31年度が4万2,944名分を計画しているところです。

27年度の実績につきましては1万7,080名分となりまして、1,022名分下回っているところです。

実績の内容ですけれども、一時預かりの実績につきましては、利用者数の実績にあ

わせて1日当たりの定員を調整した園があったことから1万7,080分となりました。

なお、実際に利用された利用者数の実績につきましては1万3,245名であったところです。

1ページおめくりいただきまして15ページの所管課による評価のところをごらんください。

子育て支援課部分につきましては、就労の有無等の保育要件にかかわらず全ての子育て家庭が利用できる一時預かり事業につきましては、保護者の疾病や入院等の対応、育児に伴う心理的・肉体的負担軽減のために必要な事業であるというふうに考えております。

実績は、確保方策を下回っておりまして、引き続き供給量を確保していく必要があるというふうに考えております。

それでは、また少しページが飛びまして20ページをお開きください。

こちら「実費徴収に係る補足給付を行う事業」についてであります。

こちらについては、低所得者で生計が困難である世帯の子どもが、特定教育・保育の提供を受けた場合について、当該支給認定保護者が支払うべき費用の一部を補助することによって、保護者の負担を軽減するものでありまして、27年度の利用実績は3名でありました。

評価についてですけれども、低所得世帯の児童の教育・保育の利用が図られるよう、当該事業によって保護者の負担は一定程度軽減されているというふうに考えているところです。

続きまして、1ページおめくりいただいて21ページをごらんください。

こちらは、「多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業」についてでございます。

実績につきましては、平成27年度におきましては、所管課において事業者に対する支援等を実施しております。

評価につきましては、子ども・子育て支援新制度開始以前は、幼稚園や保育所等からの相談は所管課にて受け付け、手続きに係る支援や助言を行ってまいりました。平成27年度からの新規事業である本事業についても、同様の対応を行うことで充足するものと考えているところです。

私からは以上でございます。

#### ・事務局

では、続けて、健康課事業の「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）」についてご説明いたします。8ページにお戻りください。よろしく申し上げます。

子ども・子育て支援事業に関する事項として、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）です。所管課は、健康課となります。

確保方策としては、実施体制については15名で、常勤の保健師が10名、委託の助産師が5名ということです。

実施機関は、福祉保健部の健康課となります。委託団体等として、東久留米市助産師会のほうに委託をしているというところです。

実績としては、保健師または助産師が生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境の把握、あと育児等に関する助言を行っております。

訪問対象者数が874名、訪問数が856件、訪問率が②を①で割ったものとして97.9%ということになっております。

所管課による評価といたしましては、訪問率は昨年度、前年度で26年度よりも増加しているとのこと。産後うつ・虐待・育児困難等、問題が多様化しているケースが多く、乳児家庭全戸訪問を行うことにより、状況把握や早期からの見守り・支援につながっている。未熟児・病児等で入院が長期に及んだり、長期の里帰り出産等で訪問が実施できないケースが一定数いるため、訪問率が100%に達していないというところがございます。

こちらの事業についての説明は以上でございます。

続いて、16ページ、子ども・子育て支援事業に関する事項、「妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）」です。所管課は健康課となります。

確保方策としては、まず、実施場所が委託の医療機関、実施の時期としては、通年実施されております。実施体制としては、個別での対応となっております。検査項目としては、国が定める基本的な妊婦健診項目（体重・血圧・尿検査・血液検査、その他）でございます。

実績といたしましては、妊婦健康受診票14回分と、あと超音波検査1回分を発行しまして、都内の委託医療機関で妊婦健診を実施するようになっております。

さらに、里帰り等の都外の医療機関及び助産所での健康診査受診者に対して助成も行っており、妊婦健康診査の充実を図っております。妊婦健康診査の配付件数は896件掛ける14回と1回分を足しての15回分、計で1万3,440回分。妊婦健診の受診回数の合計が1万446回ということになっております。

妊娠届出後の転出や流産等により妊婦健康診査票を使用できない妊婦が一定数いらっしゃいますため、正確な受診率の把握は難しいところです。一度も妊婦健康診査を受けないうまま出産に至ったケースは現状としてはございませんでした。

以上が妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）の説明となります。

以上が2ブロック目、子育て支援課及び健康課の所管事業についての説明となります。

#### ・会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明を受けました第2ブロックに関して、ご質問、ご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

#### ・委員

13ページの一時預かり事業①の大半が私学助成の私立幼稚園が担っている預かり保育、数値的にはそうなるはずなんです、こちらのほうが平成28年度、29年度と非常に確保の方策が上がっていきっていますが、この子ども・子育て会議でも私学助成の私立幼稚園については、何か預かり保育をやっているという子育て支援事業ということ

で、東久留米市の3歳から5歳のお子さんの待機児童が少しでも出ないようにという  
ことで協力してやっている事業なんですけど、どのようにこの増加の数を確保される予  
定なのか。その数値についてお伺いしたいと思います。

・会長

どうでしょう、いかがですか。よろしく申し上げます。

・事務局

ただいまのご意見のところでございますが、これはこの子ども・子育て支援事業計  
画の確保方策を各事業ごとに皆さんと一緒に進めさせていただいた際にも、少し触れ  
させていただきましたが、今ご意見にありましたとおり、この一時預かり事業のうち  
幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり、また、私立幼稚園の新制度  
に移行しない幼稚園で行われている預かり保育を含むにつきましては、この所管課に  
よる評価にもございますとおり、各園の取り組みにより、まずは、十分な量を確保し  
ていくという基本的な位置づけがある中で、私ども所管課としましても、そういった  
幼稚園の方とさまざまな協議や調整をさせていただく中で、いろいろできる形での支  
援もしていきながらお願いをしていくといった方向性があつたところでございます。

また、基本的にはそういった形でのお願いをしていきながら、働きかけをしていき  
ながら、この量の確保に向けて市としても努めさせていただきたいと、このように考  
えているところでございます。

以上です。

・会長

ほかにご質問、意見ございますか。はい、お願いします。

・委員

済みません。8ページのほうなんですけれども、所管課による評価のところ、「未  
熟児・病児等で入院が長期に及んだり長期の里帰り出産等で100%達成は難しい状況で  
ある」ってありますが、これちょっと、次年度以降の方向性に関する意見なんですけ  
れども、ちょっと定義が生後4カ月までっていうものがあるのかもしれないんですが、こ  
の長期の里帰り出産後に帰ってきて1人で子育てしなくちゃいけない状況だとか、あ  
るいは、入院していたのが、今度は1人で病気を持った子どもを育てていなくちゃ  
いけないというところでの不安というのがあると思うので、ここ4カ月に縛られるこ  
となく訪問するっていうふうなことを考えていったほうがいいんじゃないかなと思  
いましたので、意見させていただきました。

・会長

その点いかがですか。はい、お願いします。

・事務局

事務局の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

おっしゃるとおり、前年度18件の訪問においてお会いできなかったということで、理由といたしましては、今おっしゃられた理由になってございます。

また、今後、その3カ月、4カ月に縛られることなく、その後に健康診査がございしますので、そのときにその状況の把握をいたし、また、必要な場合、こちらから赴きまして、フォローしていきたいというふうに考えてございます。

・会長

よろしいでしょうか。

じゃほかにもございますでしょうか。はい、お願いします。

・委員

11ページの病児・病後児保育事業に関するものですが、実際、これは東久留米市では1カ所のみですよ、やっているところは。めぐのへやの、ですよ。これ1カ所で230日開いて、40の余裕があったほど利用することができたことになっているんですけども、実際に例えば、これ利用できたんですが、例えば、定員が4人ですよ、1日の。この4人に入れなかった方とか、そういった部分の例えばデータなり、そういう部分で何か把握されていますか。

・会長

お願いします。

・事務局

平成27年度におきまして、定員に入らなかったこと等でお断りしたケースが年度通じて5名いらっしゃいました。

・委員

実際、今は東久留米市内の1カ所のみで、対応が十分であるという形で捉えていらっしゃるのでしょうか。

・会長

はい、お願いします。

・事務局

そうですね。今、現時点におきまして、ただいまのご意見のところにつきましては、11ページのその所管課による評価のところ記載もございますが、確保のほうはできていると考えているところでございますが、事業計画のところにつきましても、今後も事業の周知を継続的に実施し、利用状況を踏まえて利便性の向上に努めていくとさせていただきます中、そういった方向性で今後も確保について継続的に努めていく

という、そのような状況でございます。

・会長

どうぞ。

・委員

西東京市に関しては2カ所やっています。それで、清瀬市に関してもちよっともう少し多かったんじゃないかと思うんですが、実際に僕今仕事していて、一緒に組んでいる相方が、数日前にお子さんが熱出されて、その方は練馬区なんですけれども、病後児保育に入れたら出勤しますとかそういうやりとりが2日、3日あって、これはとても足りない状況なんですね。そういう部分で、東久留米市の場合は、めぐのへやが幸町なんです。あの近辺の方、あるいはそこに連れていかれる方は利用はしやすいと思うんですが、そのほかの東久留米市全体を見たときに、本当にそれで足りているのか、状況に応じているものなのかなという部分があるんです。

ただ、だいぶ前の子ども・子育て会議でも例えば、本当に病児保育が必要なのか。本来ならば、おうちの方がお休みできて、お子さんについてあげられればいいんですけれども、実際に厳しい保護者の方もいらっしゃる中で、やはり現状がどうなのかなという部分があって、ですから、この数とかデータだけで見ることではなくて、先ほどいろいろな報告聞いていても、やっぱり利用者である保護者の意見とか、思いというのがちょっと感じられにくいなっていうのが率直な意見なんですね。そういうところで、この後も点検・評価シートまだ話をしてくんではしょうけれども、これちょっとこのそういったデータだけではなくて、今、子育てしている方のもっと現実的な意見とか、そういう部分がどうやったらくみ上げられていくのかなという部分、今後の課題ではないかなと思いますので、そういった部分もちよっと今後のところでちょっとお話いただけたらなと思います。

・会長

どうなんですか。よろしいですか。

それじゃ検討して、あるいは要望として受けとめておきます。よろしくお願ひします。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

14ページのこの一時預かり事業については、15ページに、「引き続き、供給量を確保していく必要がある」というふうに書かれているんですが、具体的にはどのように供給量を確保していくことになるんでしょうか。

・会長

それじゃよろしくお願ひします。はい。



・事務局

こちら先ほどの幼稚園のところにも共通する部分もございますけれども、保育園で行われている在園児対象型を除く部分につきましても、これまでこちらの一時預かり事業をやっていたら保育園、こちらについては例えば、定員の関係のお話を働きかけさせていただいたとか、また、新たに施設の整備をされる保育園が予定される際には、そういった中で一時預かり事業をやっていたら働きかけ、こういったものをしていながら、総体としてこの提供体制の量をふやしていけるように市としても働きかけていきたいと、このように考えております。

・委員

非常に爆発的に必要数がふえていくような数字に並んでいるように思うんですね。はい。ですから、そこら辺を本当に真摯に捉えて、これはニーズ調査等々によってこちらの確保方策については皆さんで、そちらの事務局のほうでこの数字を並べられたんだらうと思うんですが、本当に真摯に供給量の確保を。去年、昨年度は、この子ども・子育て会議は児童館のことをほぼ1年間やったような気がするんですが、そのときに既存の施設を使わせて、いろんな頭をやわらかく、制度的な運用もやわらかくしていろんな対応したいと事務局のほうでご提案されたのは同じように出席していた委員さんは記憶に新しいと思うんですね。ですから、これだけの数字を何とかしていくためには、いろんな形で供給量を確保していく必要があると思いますので。

13ページなんてもんじゃない数字の数量のはずなので、そここのところはやわらかい頭で、いろんな区や市、いろんなことをされてますので、そういうものを参考にされるといいかと思っておりますので、お隣と同じじゃなきゃいけないということはないと思います。

・会長

その点、よろしいでしょうか。じゃ今の意見、要望として、これから対応して下さると思います。

それでは、ほかにもございますか。

それでは、第3ブロックのほうのご説明をお願いしたいと思います。

・事務局

それでは、児童青少年課の子ども家庭支援センターの部分について説明をさせていただきます。着座にてお願いいたします。

まず、7ページをお開きください。「子育て短期支援事業（ショートステイ）」の事業です。所管課は児童青少年課です。

確保方策といたしまして、平成27年度から31年度まで730、実績として730人分という形です。これにつきましては、2名掛ける365日ということで、年間2名枠を確保しているという形になります。

実績の内容といたしましては、保護者が出産や病気などで子どもの養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設に子どもを預けることで、その家庭への養育支援を

行うという形でございます。昨年度、平成27年度につきましては、285件の利用がありました。

所管課による評価でございます。

保護者が出産や病気などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもを市が委託する児童養護施設に預けられまして、宿泊も可能であり、必要な保護を行うことができることから、必要度の高い事業となっております。

昨年は、日帰りの方もいらっしゃいましたし、宿泊で最長6泊7日、それを使われる方もいらっしゃいました。

以上でございます。

続きまして、次は、養育支援です。9ページをごらんください。

「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」という形で、所管は児童青少年課でございます。

実施体制としましては、子ども家庭支援センターの職員が担当しておりまして、実施機関としては、東久留米市子ども家庭支援センターという形になっております。

実績としましては、家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行いつつ、必要に応じて養育支援ヘルパーの派遣を行っております。昨年は91件ございました。

先ほど健康課の事業でありました、1ページ前の8ページの乳児家庭全戸訪問事業、この中に「産後うつ・虐待・育児困難等、問題が多様化しているケースが多く」という形でしたが、健康課からも情報をいただきながら、例えば、今お話のあった産後うつで、なかなか養育が難しくなっている方に対してもこの養育についての支援が必要な家庭という形で、子ども家庭支援センターの担当ワーカーが健康課とともにご家族、親御さんの相談を受けつつ、場合によっては、この必要に応じてと書いてありますが、この養育支援ヘルパーなどを使っていただき、その軽減を図っている部分でございます。

それとまた、要保護児童対策地域協議会実務者会議というものがございまして、これは年4回開催しております。また、要保護児童対策地域協議会代表者会議については、年1回開催をしております。

所管課による評価につきましては、現在、育児不安の解消や養育技術の提供などのため、母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業などと連携しながら、育児相談、指導、助言などの支援を行っている形でございます。非常に乳児家庭全戸訪問事業の健康課との連携が必要な事業でございます。

続きまして、10ページをごらんください。「地域子育て支援拠点事業」であります。所管課は児童青少年課でございます。

確保方策としましては、平成27年度から31年度まで2カ所という形で、実績としては、既に2カ所ございます。

これにつきましては、実績ですけれども、地域子ども家庭支援センター上の原や、地域子育て支援センターはこぶね館、これは下里しおん保育園の中にもございますが、小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を

提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行っております。

このそれぞれの施設の昨年度の利用者数でございますけれども、地域子ども家庭支援センター上の原につきましては年間9,047件のご利用、地域子育て支援センターはこぶね館につきましては2,022件のご利用がありました。

所管課による評価としましては、子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換の場、子育ての相談の場として、気軽に利用ができ、地域全体で子育てする場となっており、非常に必要度の高い事業となっていると思っております。

以上でございます。

それでは、担当にバトンタッチいたします。

・会長

いかがですか。お願いします。

・事務局

事務局の〇〇と申します。説明につきましては着座にてご説明させていただきます。

私からご説明させていただきますのは、まず、12ページの「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」につきまして、ご説明させていただきます。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、27年度、確保方策の数値が1,653人日、実績につきましては1,426人日となっております。②－①の数値が△227人日となっております。

こちらの数値になった背景としましては、所管課による評価のところに記載がありますとおり、サポート会員及び両方会員の合計214人が計画上の数値である248人を下回る結果となったことが背景となっております。

事業説明会を年23回実施し、ファミリー会員は増加傾向にありますが、サポート会員及び両方会員につきましては、ほぼ横ばいの状態となっております。

続きまして、14ページの（9）の「一時預かり事業」のファミリー・サポート・センターの、先ほどご説明させていただきましたのが、就学児童分になりますが、今回につきましては、就学前児童分をご説明させていただきます。

27年度の確保方策の数値は3,307人日、実績につきましては2,852人日、②－①が△455人日となっております。

所管課による評価につきましても、先ほどご説明させていただきましたが、サポート会員及び両方会員の合計241人が計画上の248人を下回る結果となったのが背景となっております。

事業説明会につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、年間23回実施しており、ファミリー会員は増加傾向にありますが、サポート会員及び両方会員につきましては、横ばいの状態であると主管課の評価とさせていただきます。

続きまして、17ページをごらんください。こちらの「放課後児童健全育成事業（学童保育）」につきまして、ご説明させていただきます。

確保方策と実績につきましては、地区別の内訳をご参照いただきたいのですが、全ての地区におきまして、確保方策と実績の数値がイコールとなっております。そのため、実績の内容の17ページをごらんいただき、ご説明させていただきたいと思います。

放課後児童健全育成事業（学童保育）の平成27年度の実績は、全地区において、確保方策の件数と実績の件数がイコールとなっており、不足は生じてない状況であります。なお、放課後児童健全育成事業（学童保育）の全地区合計の実績は1,040人でございます。

所管課による評価につきまして、ご説明させていただきます。

平成27年度は、全地区において確保方策イコール実績となり、不足は発生していない状況であります。ただし、平成28年の3月時点で待機児童が発生している地区があるため、今後、弾力化による受け入れ・特別教室の活用等を検討及び実施していかなければならないと評価しております。

以上で説明を終了させていただきます。

・会長

説明ありがとうございました。

それでは、第3ブロックについて、それぞれご意見、ご要望がありましたらよろしくをお願いします。

・委員

ファミリー・サポート・センターの事業で、12ページですけれども、説明会を市報で見かけますね、よく。23回、年に23回やっているということで、広報活動は非常にうまくいっていると思うんですけれども、なぜこれが進まないかということ、私も家庭的保育をしておりますが、その保護者の方に、ファミリー・サポート入ったほうがいいよ、何かあったときにと入っていただいたことがあるんですね。入りましたら、サポートしてくださる方が自宅に3名くらい来て、お子さんと面接をするらしいんですね。1人の方がだめだった場合は、ほかの方が来るので3名ということになったんだと思うんですけれども、狭いマンション、アパートなどに3人くらい来ると、子どももびっくりしますし、親御さんも時間もそれなりの対応もありますので、まず、そこでちょっとびっくりしてしまうというのが実際の話だと思うんですね。

私も以前ベビーシッターというのをしていた時期があったんですけれども、手続きが余りに複雑だと利用しづらい。実際困ったときにぱっと来てほしいのがサポートなんですよね。ですから、この事業が伸びていくためには、そのサポートする方たちの技量をさらに上げて、1名の面接でどのご家庭にも対応できるような人材を、恐らく年代的にはちょっと上の方が多と思うんですけれども、そういった技術だとか、対応力、判断力のすぐれた方を、数は少なくともすぐれた技術を持った方を現場に派遣するというような形にしていかないと、この事業は恐らくどんどん減って行って、保育園の先ほどあった一時預かりですか、そちらのほうの数がどんどん伸びていくのではないかなと思いますので、ぜひ機動力も必要な部分でありますから、掘り起こせば需要はあると思うんですね。ただ、手続きが複雑であったり、料金的にはお安いと思うの

で、ぜひ伸ばしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

・会長

その点いかがですか。よろしくお願いします。

・事務局

貴重なご意見いただきましてありがとうございます。委託事業となっておりますので、事業所のほうに子ども・子育て会議のいただいたご意見等を伝えまして、担当課と事業所でどのようなやり方が望ましいのかどうか検討してまいりたいと思っております。ご意見いただきましてありがとうございます。

・会長

よろしくお願いします。ほかにいかがですか。何かご説明ございますか。はい。

・事務局

事務局の〇〇でございます。ご指摘の点、十分承知しております。サポート会員とファミリー会員の相互援助活動ということになっておりますので、特に利用はご存じのとおり保育園だとか幼稚園の送迎等が多いので、いろいろなキャンセルがあったときにすぐに対応ができるよう2名から3名の方を準備させていただいているところでございます。あと手続が複雑なところにつきましても、今後、検討してまいりたいと思います。

・会長

ありがとうございます。

ほかにご意見、ご要望ございますか。はい、お願いします。

・委員

8ページの乳児の関係も、それから、9ページの子育てに不安を感じている方たちの関係も、それから、10ページについても情報提供というのは、市報以外にいろいろな方法があると思ひ、また、以前の子育て会議では、ホームページで児童館のいろいろな情報も出したほうがいいんじゃないかとお伝えした記憶があるんですが、たまたま豊島区のほうで、いろいろ長男のほうの出産があった関係で、産院というか、病院に行きましたら、はあなるほどちょっと大きくなったらこういう相談事業をやってるんだ、そうなんだって、ベビーマッサージ何月何日と非常に詳しく、これから子育てする人に対して情報提供がされているんだなと思いました。

東久留米市のことよく知ってるわけではないので、ぜひとも情報提供をしっかり広くやっていただけたら、いろんな意味で困る方がいなくなるんじゃないかと思ひます。お願いします。

・会長

いかがですか。よろしいですか。

それでは、ほかにご意見、ご要望ございましたら、よろしく申し上げます。はい、どうぞ。

・委員

17ページなんですけれども、実績の内容のところについて、ここで「確保方策の件数と実績の件数がイコールとなっており、不足は発生していない状態である」ということなんですけれども、これは学童の待機児童が現在はいないということを意味しているのでしょうか。

・会長

その点、どうでしょうか。じゃご説明申し上げます。

・事務局

28年の3月末現在では、先ほどもご説明させていただきましたけれども、待機児童が3月1日現在の数字でございますが、20名ほど出ております。それに対しまして、今後、特別教室等の活用を含めまして、これから検討していかなければならないというふうに考えております。

・会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

・委員

この不足は発生していない状態ということが述べてあるのは、実際は不足している状態ということなのでしょうか。

・会長

では、お願いします。

・事務局

補足をさせていただきます。

おっしゃるとおり、待機児童という見方からすれば、今、事務局がご説明したとおりでございますが、今回のこの点検・評価シートにおきましては、27年3月に5年計画で策定されました子ども・子育て支援事業計画における各年度の確保方策というのが計画されているところがございますが、今回は、その確保方策の27年度と27年度の実績を比較した状況を記載させていただきながら、その対比において不足がないということを書かせていただいているところで補足をさせていただきたいと思いません。

・会長

よろしいですか。ほかに。ご意見ございますか。はい、どうぞ。

・委員

この3つのブロックに分けてご説明いただいて、資料についてはわかったんですけども、やはりこの実際の利用者の意見等も聞いていただけないかなっていうのが私の意見で、一番最初に説明があった1ページ目、2ページ目、3ページ目、4ページ目についても実際載っているのは数値だけで、ただ数値を確保すればいいのか。何か評価するに当たり、利用者の意見もぜひ聞いていただけたらなというふうに思っています。全部のところでも恐らくそうだと思うんですけども、その学童のところでも数値的にはイコールだけど、結局、学童だけで足りるかっていったら足りない家庭もたくさんあって、病児保育についても土曜日やってないとかっていう話ですので、土曜日仕事の人はどうするんだとか、何かそういう利用者の意見を丁寧に聞いていただけるといいなというふうに思っています。

・会長

ありがとうございます。今の点、全体的なことの意見だと思います。その辺、いかがでしょうか。じゃお願いします。

・事務局

ただいまのご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、そういったご意見は、参考にさせていただくということをお話させていただいておりますので、その他、きょういただいた意見も、そういったことを考えながら、次回資料としては整えていきたいと考えているところでございます。

また、そういった何か今回の取りまとめにつきましては、次世代育成支援行動計画でもやっていたとおり、点検・評価についても公表をしていく予定でございますし、また、いただいた意見につきましては、この今後の方向性に反映するものもありますでしょうし、また、別の今回のこういった議事録の中でも当然掲載される中で、もとこの子ども・子育て支援事業計画における量の見込みにつきましては、平成25年に行った市民の方へのニーズ調査をもとに、この会議で精力的にご検討いただいた確保方策、これについての27年度の進捗状況というところについて、評価、点検を行うという、そういった趣旨でありますので、そういったことも含めていただいたご意見については、私どもとしても検討させていただき、次回に向けて資料を整えていきたいと考えております。

以上です。

・会長

よろしいですか。それじゃお願いします。

・委員

実際に僕らが上げたこの計画は、国の子ども・子育て支援法の、例えばそれに基づいてやってきてるわけですからね。例えば、国の子ども・子育て支援法と同じような点検・評価があると思うんですけども、あるいは東京都とか、そういったところでは、例えば今何人か僕も含めて委員から出ているような、そういう利用者の意見とか、声を聞くようなシステムというか、そういうやり方というのは入ってないんですか。

・会長

その点、いかがでしょうか。

・事務局

ただいまのご意見のところでございます。国のほうでこの計画自体を定めているのではなく、都道府県と市区町村、各自治体で27年度から5年間の計画として定めているところがございます。

〇〇委員おっしゃるとおり、国の指針に基づいて設定されていたものでございますので、各自治体もこの時期、それぞれこの点検・評価という流れを組み込んでいる自治体が多いかと思えます。

そういった中、冒頭でもお話させていただきましたが、我々は今回のこの資料をこの会議に提示するに当たっては、そういった情報収集をさせていただいたところです。さまざまな自治体ある中、ご意見の取り入れ方とかもさまざまでございますし、先ほど〇〇委員からもお話ありました「〇、×、△」というところを取り入れているところもないわけではないということで、そういった情報収集をする中、また、次世代育成支援行動計画、これまで取り組んできた内容もベースに、今回この資料として整えたというのが状況でございます。

・会長

いいですか。

・委員

僕の勤務している中野区のほうでは、毎年、年度末近くなると今受けているサービスに関して、ある程度細かく覚えてないですけど、満足してますかとか、不満だとか、そういう簡単な部分と、あと今後に関して意見とかありますかみたいな、そういった部分を毎年やってるんですね。例えばそういったものがあるだけでも、例えば、この点検・評価シートの際に生かされるんじゃないかと思ったということが、保育園に関していえば。あるいは、幼稚園の例えば一時保育だとか、いろいろな部分に関してそうだと思いますし、例えば、さっき言った病児保育に関して利用された方に、終わった後でちょっとそういったアンケートなり感想をもしよかったら書いてください。それだけでも全然違うと思うんですね。やはり何かこの話をしているその内容が、何かちょっと現場っていうか、その本当の利用者のいろいろな部分が感じられにくいなど。これだと、ここより僕らだけで評価してはいおしまいみたいな感じになりかねないか



など。こういう子ども・子育てを支援すると、そういった部分であるならば、先ほども課長のほうからもいろいろ出た意見の今後の部分で検討させていただきたいことだったんですけれども、その言葉だけで終わるんじゃなくて、ぜひ前向きに取り入れていただきたいなと思います。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

ただいまのご意見もそうですが、もう一度補足のお話だけなんですけれども、子ども・子育て支援事業計画におきましては、この点検・評価に当たっては、毎年度基本事業等に係る子ども・子育て支援事業に係る利用状況や施設の確保方策の進捗状況、これらを中心に取りまとめ、この東久留米市子ども・子育て会議、こちらの意見を聴取しながら進めていくということですので、この基本スタンスに基づいて、これまでこの点検・評価について議題とさせていただいたということで、まず1つご理解をいただきたい部分と、また、この子ども・子育て会議の中には、さまざまなところからの委員の方をお願いをしている中で、そういった方のご意見を聴取しながら進めていくという基本の中、ただいま〇〇委員からいただいたご意見なども踏まえて検討をしていきたいと、このような整理でございます。

・会長

よろしいですか。

それでは、時間もございますので、第3ブロックの検討、意見交換についてはよろしいですか。

### 3 特定地域型保育事業の利用定員等について

・会長

それでは、次の第3次第ですか。こちらのほうご説明お願いいたします。

・事務局

済みません。それでは、次第の3「特定地域型保育事業の利用定員等について」ご説明させていただきます。

資料3をごらんください。子ども・子育て支援法第43条第1項に基づきます平成28年10月開始予定の特定地域型保育事業の利用定員についてですけれども、事業者から申請がございましたので、下記のとおり設定します。

また、当該施設の認可基準にかかる項目については、下記のとおりですということですので下記についてご説明させていただきます。

まず1番目、利用定員の設定についてですけれども、施設名は、木村家庭的保育室、所在地は、南町4丁目3番22号になります。

事業類型は家庭的保育事業、事業者名は木村宣子氏になります。

家庭的保育事業ですので、利用定員は3号認定児ということで、ゼロ歳児の利用定員が1名、1～2歳児が4名、合計5名の利用定員というところです。

続いて、2番目、認可基準にかかる項目について、幾つかご説明させていただきます。

保育従事者につきましては、2名、うち保育士1名となっております。

保育室の面積ですけれども、保育室として使う面積は23.22平米を予定しております。

屋外遊戯場ですけれども、敷地内に適切な面積のものがございませんので、代替地として南町第1緑地を予定しております。

給食につきましては、調理員が自園調理することとしております。

私からの説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの資料3についてのご説明についてご意見等ございますか。はい、どうぞ。

・委員

この内容そのものというよりも、ちょっとお聞きしたいところがあるんですが、例えば、家庭保育室とか、いろいろな保育施設がふえてきているんですけども、例えば東久留米市において、例えば公園を、例えば、保育園が、あるいはいろいろな施設が利用するようになって、例えば使いにくくなってる。あるいは使えない。そういった現状とか報告とかはないですか。実際、僕が勤務する園なんかでは、ある意味保育園がふえてきて、待機児童数が減ってきてはいるんですけども、大体、この小規模保育なんかは園庭がないので近くの公園に行くんですね。そういうことで今まで自分の園で行っていた公園のところにも先にいろいろな例えば小規模保育の方とか、新しい保育園の方が来て、もう公園が狭くなって移動せざるを得ないだとか、あるいはいつも同じ場所だったりとか、いろいろなちょっとしたトラブルみたいなどころがあるわけです。

そういった現状が例えば東久留米市の場合は、今のところないのか。ちょっと緑豊かで、いろいろなものがあるから大丈夫なのかなと思ったりするんですけども、そういった部分の質問が一つと、あと家庭保育室をやっていらっしゃる方、例えば、僕ら認可保育園なんかでいくと、例えば、夏休みなんかももらえたりですとか、いろいろな体制があるわけですけども、こういった方々はそういうお休みの保障とかはあるのか。要はほかの自治体ですと、例えば、A保育室は、A保育園、認可保育園と連携をとっていて、この方がお休みをとるときに、こちらからちょっと代替の方が入ったりする。そういった形で家庭保育室の方のいろんな労働体制をサポートするという役割をいろいろやってるところもあるんですけども、東久留米市の場合は、そういった部分はあるのか。ちょっとこの2点をちょっと教えていただけますか。

・会長

その点いかがですか。

・事務局

ただいまいただいたご質問の2点についてですが、厳密にお答えできるかどうかというのがありますが、公園などが混んでくる可能性があるというお話については、直接公園を所管しているところにもお話ある部分もあるのかもしれませんが、確かにその可能性としましては、保育園が例えば1園ふえれば、それまで公園を利用していたところに関してみれば、利用者数がふえるということから、やはりそういった混んでるとか、そういった可能性はあると思うんですが、ただ、そういった状況の中、例えば、通える範囲の教育・保育施設等と何かお約束などをして園庭をお借りするような流れをとったり、そういったことで対応しているのではないかと、担当として感じている部分ではございます。

また、2点目につきましては、連携施設のことなのかと思ったんですが、いわゆる新制度が始まりまして、家庭的保育事業ということで市区町村の認可の中に一つの事業所として組み込まれた部分でございますが、東京都においては、この東久留米市もそうですけれども、家庭福祉員という都の制度がある中で、その新しい制度の家庭的保育事業者に移行したという経緯があると認識しているところです。

そういった中、この〇〇委員もおっしゃられた、連携する施設については、31年度までの5年間の期間の中で経過措置がある中、東久留米市としましても、そういった連携施設というものについては、基本的には事業者さん同士が協定等を結ぶ中で、担当所管としましても、できる限りの支援、情報提供、こういったことをしながら、その連携施設の設定については努めていきたいと、このように考えているところです。

・委員

公園の利用に関しては、これはまた、保育園とかだけではなくて、地域の親子の方も利用されるところで、また、そういった方からすると、いつも保育園ばかりが使って私たちが使えないと。そういった部分もあって、それもまた保育園に対する見方にもなっちゃう部分もあるんです。

実際、中野区などの場合は、保育園、幼稚園、小学校の連携協議会みたいなのがあって、その中でちょっとそういった悩みを出したときに、小学校の校長先生が、あいっているので小学校の校庭使ってくださいと、そういったことで利用させていただいたりとかする部分もあったりするので、そういうところが、例えば、家庭保育室なり小規模保育に、例えば散歩の際にそこを利用するとか、そういうところで何か困ったことはないかみたいな部分を、管轄ではないからということではなくて、子育て支援課から、そういった部分も聞いたりすることも必要じゃないかなと思います。

・会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

・委員

先ほどの連携保育所の件なんかに関しましては、やはり私も以前の園で、やはり地域の連携保育所を任されておりましたことがありまして、先ほど事業者同士がというお話もありましたけれども、やはりなかなか直接的なところは、やはり難しい部分なんかもございますので、できれば、やはりニーズ等をうまく引き出していただきながら、担当所管等の方の皆さんのコーディネートもぜひともお願いできたらなというふうに思いますし、私の経験で言ったら、以前家庭福祉員さんの場合は、やはりご病気になって、どうしてもお子さんを預かれない場合に、私が前いた園の一時保育室を優先的に利用することができるであるとか、あと夏季休暇中は、やはり同じく一時保育室をうまく活用してとかというところで、実際にインフルエンザに家庭福祉員さんがなられて、お預かりができないといった状況のときに、私が前にいた園で、そちらのほうの園児の皆さんを一時保育でお預かりをしたという、そんなこともございますので、そのあたりはなかなか事業者同士というところも本当にできる場合とできない場合がございますので、ぜひともうまいコーディネートができればとお願いしたいと思います。

・会長

ありがとうございました。  
それじゃ次の方、どうぞ。

・委員

今、〇〇さんに言っていただいたので助かりますけれども、本当に家庭福祉員をふやしたいんですけれども、そういった家庭福祉員自身が病気になったり、家族が病気になったときにどうするんだということで、ふえていかない一つの要因であると思うんです。ですから、いつも家庭福祉員と市の窓口の方と年1回懇談会があるんですけれども、そのたびに家庭的保育と近くの保育所、公立の保育所、連携をしていただきたいと強く思います。

それから、一つ聞きたいんですけれども、今回、木村家庭的保育室が10月から開始しますけれども、具体的にこの方が、準備期間というんですか。私、家庭的保育やりたいですというところから、この事業がスタートするまでの準備期間というのは、どのくらい実際かかっているのか、ちょっと知りたいんですけれど。

・会長

その点いかがですか。

・事務局

余り細かい点までというところはあるんですけれども、大体具体的なお話になってからは、半年ぐらいの期間をかけて準備をさせていただいた。

・会長

ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。はい。

・委員

実際、保育士の資格があっても研修を受けなければいけないとか、それから、ご自身のお子さんのことも6歳以下のお子さんがある場合はできないとか、いろいろ幾つかクリアしなければならない点があると思うんですけれども、そういった家庭福祉員の開設に当たってのそういった条件であるとか、研修内容であるとか、そういうものを多くの方々にも知らしめていくということもこれからは必要なのではないかなと思いますので、年に何回か、家庭的保育者募集しますというのがありますけれども、具体的に一步踏み込んだところっていうのは、なかなか載ってこないのも、また、余り応募があり過ぎて困ったという事例も過去あります、ほかの市で。ですから、難しいところではありますけれども、ただ募集しますじゃなかなかふえていかないと思いますので、ちょっと一步踏み込んだ情報というのでも市報なりで知らせていくことも必要かなと思います。

・会長

ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

・委員

この家庭的保育室は、地域型保育事業ということで開設ということになると、開設時間っていうのは何時間。確認で大変恐縮なんですけど。

・事務局

済みません。失礼いたしました。

8時半から17時までの時間となっております。

・委員

わかりました。ありがとうございます。

・会長

それでは、この件についてはよろしいですか。

この特定地域型保育事業の利用定員等についての新しい開設については、市長への答申という形に最終的になりますので、事務局のほうと調整とりながら答申をしていただきたいというふうに思っておりますので、その点についていかがでしょうか。

その点よろしいですか。そういう事務的な処理の方法をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 4 その他

##### ・会長

それでは、次第の4のほうをご説明お願いいたします。

##### ・事務局

それでは、次に次第4「その他」ということで、次回の日程等についてご説明をさせていただきます。

次回開催は、以前のスケジュールのとおり、9月中旬から10月中旬、こちらを予定させていただきます。

内容としましては、引き続き子ども・子育て支援事業計画の進捗状況やその点検・評価等についてということで、本日提示させていただいた資料に以前いただいたご意見なども参考にさせていただきながら、資料のほうを整えていきたいと考えております。

次回の日程については以上でございますが、追ってまた詳細については、委員の方にはご連絡をさせていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

##### ・会長

ありがとうございます。

それでは、次回の日程等がこの次第4ですので、今、事務局のほうからご説明がございましたように、また、調整して後日、具体的に皆さんにお示しして、ご意見を伺った上で決めていきたいと、そういうように思っておりますので、いかがでしょうか。よろしいですか。一応、そのようにさせていただきたいと思います。

じゃ次第の5のほうにいますが、これで終了でよろしいでしょうか。

それでは、きょうの……。

##### ・委員

済みません。次回のことで。

次回にちょっと行方内容のことで、予定のお話あったんですが、再度、3月に事務局から出されました「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」、私たち民間化計画というふうに呼んでますけれども、この内容に関して、やはり報告のみというところでは、非常にどうなのかなと。実際、保育園連合会のほうとかに関しても、やはり公立保育園を全園民間化していくという部分で、公立保育園に通っている保護者の方から何か不安とか、いろいろ内容について疑問の声も出てきています。やはりそういった部分で一度会議で質問しましたが、報告のみで協議の予定はないという答弁はいただきました。

ただ、やはり内容を見ていきますと、非常にこれが本当に例えば、市のほうでは、この2ページのところで、「国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」というふうに記載してありますが、責任、本当にこの計画の中で持っているのだろうか。あるいは「保育のサービスの質が維持・

向上するよう努めます」いうふうに書いてますけれども、本当にそういった内容なのかというところで、ちょっといろいろ疑問というか、お聞きしたいところがいっぱいあるわけです。

さらに、この計画に関しては、ちゃんと最初のところに「東久留米市子ども・子育て支援事業計画における『幼児期の教育・保育提供体制の確保』を具現化」というふうに書いてあるわけであって、この子ども・子育て会議とは全く無関係ではないと。この計画に関して、私たち委員に関しても、やっぱりきちんと責任があるんじゃないかというふうに。

そういうことで、そういった部分で、今回私と〇〇委員のちょっと連名で、ちょっとこの計画に関する質問事項と、あと要望事項をちょっと会長宛てにちょっと出させていただきますと思いますので、ちょっと会長、副会長に目を通していただいて、ぜひ次回以降にどういった形でやるのか、そういった部分を検討していただきたいと思います。

毎回質問していくと、本当にやりとりだけで時間が長くなって、ほかの委員の方にもご迷惑がかかると思いましたので、今回こういった形でちょっと質問と要望事項を出させていただきますので、本当に説明だけでは、3月の説明だけでは皆さん納得できていないし、疑問の声が広がっている状況は本当に感じていただきたいなと思います。

以上です。

・会長

その要望については、出させていただくことについてはそれは結構だと思いますので、ただ、その処理をするかどうかについては、一応、事務方と相談しながら、取り扱いとしての結論ですか、等については、また、相談のうえでご説明申し上げますので、よろしいでしょうか。

## 5 閉会

・会長

じゃ一応、これで閉めて。

それじゃきょうの議事内容については、一応終了いたしましたので、長時間にわたりありがとうございました。今後とも、お忙しいかと思えますけれども、日にちが決まりましたら、皆様、ご出席方よろしくお願ひしたいと思えます。

一応、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

以 上